資料６

わたしたちのまち　久喜
～みんなですすめるまちづくり～

じ　ち　き ほ んじょうれいすいしん
久喜市自治基本条例推進委員会

①　わたしたちのまち　久喜市を知ろう

わたしたちのまち、久喜市は、豊かな自然を背景に、道路や鉄道など交通網を生かしたまちづくりを進めてきました。都市と自然が調和したまちとして、今、注目を浴びています。これから、みんなでいっしょに久喜市のまちづくりをしていきましょう！

位置･面積

久喜市は、関東平野のほぼ中央に当たる埼玉県の東北部に位置し、都心まで 50km圏内にあります。面積は 82.41km2 で、地形は、おおむね平坦です。また、利根川、中川等の多くの河川や用水路に恵まれています。気候は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥です。

交通

道路に関しては、東北道や圏央道、国道４号、国道１２２号、国道１２５号といった大きな道路が整備されていて、交通の便が大変良いです。

圏央道の整備が進み、都心を通らないで関越道、中央道、常磐道、東名高速や成田空港にアクセスできるようになりました。

鉄道は、ＪＲ宇都宮線、東武伊勢崎線、東武日光線が乗り入れていて、市内には３路線、５駅があります。

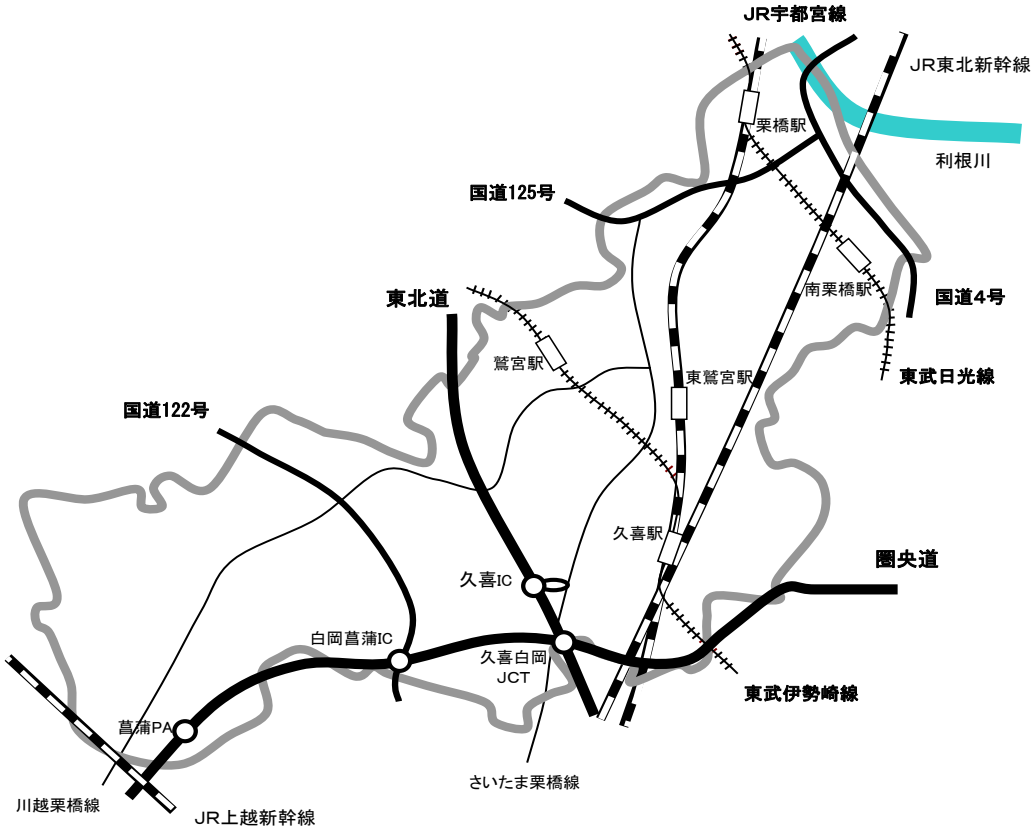

人口

令和３（２０２１）年１月１日現在、人口は１５２，５０６人（住民基本台帳人口）であり、埼玉県人口の 2.1%を占め、県内 40 市中第 11 番目の人口規模の都市です。

年少人口（15 歳未満）は１６，８６２人、構成比は 11.2%であり、埼玉県全体の年少人口構成比 12%よりやや低くなっています。

高齢者人口（65 歳以上）は４６，８１８人、高齢化率は 30.7%であり、埼玉県全体の高齢化率 26.5%をやや上回っています。

名所・旧跡

◆久喜市の「いいところ」「もう少し！」というところを話し合おう！

② まちづくりと自治基本条例

「まちづくり」ってどういうことだろう。まちを良くしていくってむずかしそうだなぁ。

みんなも「まちづくり」に参加しているはずだよ。みんなで、学校のまわりのごみ拾いをしたり、防災訓練に参加したりすることも「まちづくり」っていえるよ。

まちには、子供からお年寄りまでいろいろな人が暮らしているよね。でも、いろいろな人がいっしょに「まちづくり」を進めていくと、意見が分かれるときもあるよね。そういうときは、どうするのかなぁ？

みんなでいっしょに何かをするには、ルールが必要になるよね。学級会にルールがあるように、「まちづくり」にもルールが必要。それが、「自治基本条例」なんだ。『自治』とは、自分たちで決めること。『基本』とは、おおもとになる大切なこと。『条例』とは、まちのルール。「自治基本条例」は、よりよいまちにしていくための大切なルールなんだ。

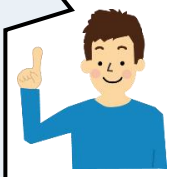

「地方自治」って何ですか？

地方自治という言葉を新聞で見たり、テレビのニュースで聞いたりしたことがありますか？地方自治とは、これまで国でしていたことを県や市町村ですることを言います。県でできることは県で、市町村でできることは、市町村ですることで、それぞれの“まち”の特色を活かした魅力的な「まちづくり」をすることができます。身近なところから「まちづくり」を行い、その「まちづくり」をみんなのチカラですすめていくことは、“わたしたちのまち”、久喜市をよりよくするために大切なことです。

◆「まちづくり」に必要なルールについて話し合ってみよう！

◆どんな人たちが「まちづくり」と関係があるのか話し合ってみよう！

③ 自治基本条例に書いてあること

自治基本条例には、みんなのチカラで「まちづくり」をすすめるための大切にすべきことが書いてあります。

情報の公開と共有とはどういうことなの？

久喜市をよりよいまちにするため、市が市民のみなさんに積極的に情報提供することなどで、情報を共有することです。

例えば、「広報くき」などの広報紙とか、市のホームページなどで市の活動を積極的に公開しています。

コミュニティの推進とはどういうことなの？

久喜市をよりよいまちにするため、市民のみなさんが、コミュニティ活動に関心をもち、参加することです。

例えば、自分の住む地域のコミュニティ協議会の活動に参加することもその一つです。

参加と協働とはどういうことなの？

久喜市をよりよいまちにするため、市民のみなさんが、自分たちのこととして「まちづくり」の取り組みに加わることやおたがいの意見や考え方を大切にし、協力して「まちづくり」に取り組むことです。

例えば、市と地域の人たちでいっしょにごみ拾いなどの清掃活動をすることもその一つです。

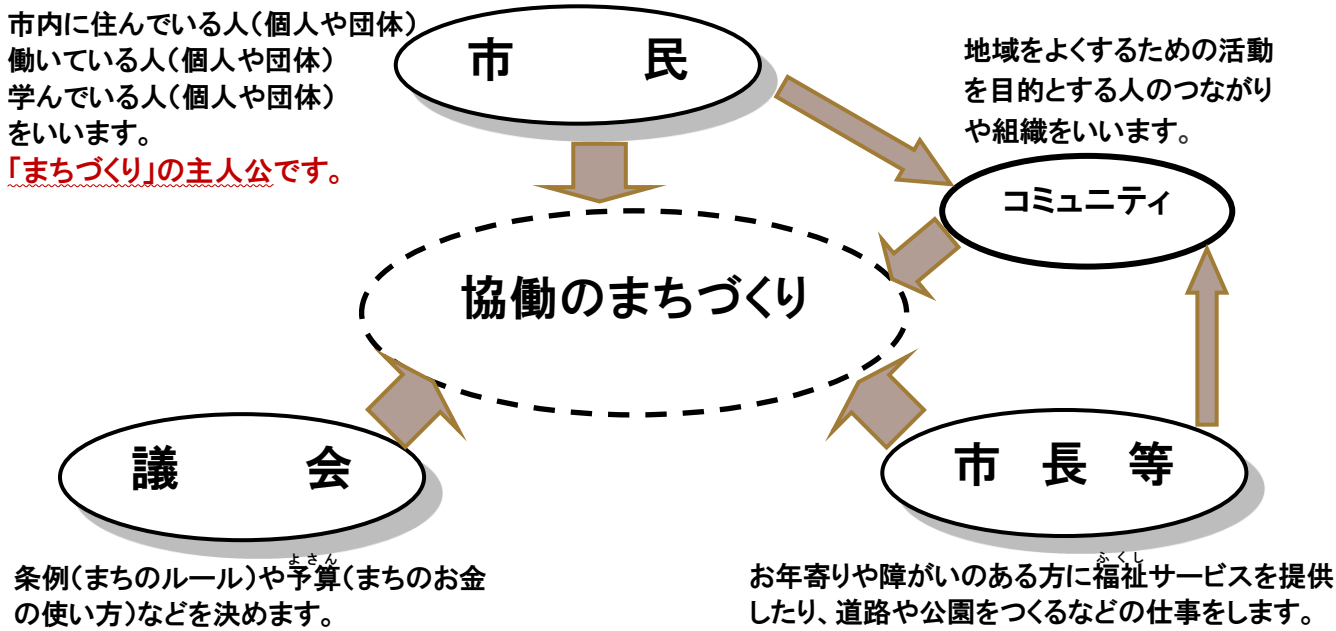

◆「久喜市自治基本条例」を実際に読んでみよう！

④ みんなで一緒にまちづくりに取り組もう

久喜市民まつり

毎年秋に開かれる久喜市民まつりは、はなやかなオープニングパレードから始まり、盛りだくさんのアトラクション、お店など多くの人でにぎわいます。

子ども大学くき

子ども大学くきは、市内小学校 4～6 年生のいろいろな学校・学年の子どもたちが学ぶ、子どものための大学です。大学の先生や専門家から、わかりやすく、楽しく学べます。

清掃活動・資源回収

自治会や子供会などで、ごみ拾いなどの清掃活動をしています。また、アルミ缶や古紙類（古新聞や雑誌）などをリサイクルするために集める活動もしています。

防災訓練

災害から自分たちの地域を守るため、実際に消火器を使う消火訓練やアルファ米などの非常食を使った炊き出し訓練などをしています。

どれに参加しようかな？

防犯活動

青色回転灯を装備した防犯パトロール車（青パト）で学校の周辺をパトロールしたり、通学路で登下校中の子どもたちを見守る活動をしています。

歴史・文化を伝える

久喜市の歴史・文化を子どもから大人までたくさんの人が学べるよう活動をしています。

◆広報くき、ホームページで、市の取り組みを調べてみよう！

◆今まで参加した活動、これから参加したい活動について話し合ってみよう！

☆彡　ボランティア活動に参加するときは、手帳を持っていって、
ハンコをもらい素敵な記念品をもらおう！　☆彡

久喜市自治基本条例（前文）

久喜市は、関東平野のほぼ中央に位置し、豊かな自然に恵まれるとともに、交通の要所として江戸時代には舟運が栄え、現在も道路や鉄道など交通網の拠点として発展を続けています。また、神社や祭りなど、先人が築いた貴重な伝統・文化を受け継ぎ、大切に育んできたまちです。

近年、市政をとりまく社会環境は、地方分権の推進、少子高齢化、住民意識の多様化などにより大きく変貌してきており、住みよい地域社会を次世代に引き継ぐには、地方自治の再構築や行政運営の見直し等が求められています。

このため、久喜市は、開かれた市政運営を行うとともに、市民と市が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割と責任を果たして公共的な課題の解決に当たる協働のまちづくりを推進していくことが重要です。このような認識のもとに、市民と市は、共に力を合わせて協働し、個性豊かで活力に満ちた安全安心な地域社会をつくり、次世代に受け渡していくことを誓います。

ここに、久喜市は、市政運営の基本原則とその仕組みを明らかにし、市政全般にわたる指針としてこの条例を制定します。

子どもの権利条約

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。

１８歳未満の児童（子ども）を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。

前文と本文５４条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。

１９８９年の第４４回国連総会において採択され、１９９０年に発効しました。日本は１９９４年に批准しました。

久喜提燈（ちょうちん）祭り「天王様」の様子

【問い合わせ】久喜市役所　市民部　市民生活課

TEL　0480-22-1111（内線 2621・2622）　FAX　0480-22-3319

E メール　shiminseikatsu@city.kuki.lg.jp